



第23次基準改定

◆基準改定の基本的考え方

一般との格差縮少を図る

四二年度予算における生活保護基準は、生活扶助基準の二・三・五％（一級地標準四人世帯で二・七八四増額）をはじめ教育、出頭、生業扶助について、大幅な改訂が図られることになった。

保護基準は、一般国民生活の動向を考慮しながら、一般国民の生活水準との格差を縮小することを目標に三六年度以降大幅な改訂が行われてきている。（表1）

そこで最近における、最低生活費改訂の方途について、社会保険制度審議会の勧告及び答申並びに社会福祉審議会生活

保護専門分科会の中間報告の趣旨として、これら各基準改定の基本的考え方を述べてみよう。

三七年八月社会保険制度審議会の勧告は、最低生活費の考え方について「最低生活費は一般国民生活の向上に比例して向上するようにならなければならない。また、引き上げの幅度として、国民所得倍増計画が推進され、国民一般の生活水準が高くなった今日、従来の保護基準は、それにくれておき、このおくれをとりもてることが、本格的な最低賃金制度の確立とともに最も必要である」と述べて

- ◇ 今年も生活保護基準、実施要領その他が改定されました。
- ◇ 生活保護をうける人ただでなく、多くの一般の人たちにも影響のある国民の最低生活基準
- ◆ 一 単ですが、今年は一三・五％のアップです。今月分は、基準改定、実施要領、医療扶助の改正、進行要領、監査方針各々のねらい、背景を特集いたしました。
- ◆ ◇ ◇

いる。このような動向の基本的な考え方として、三九年度一月社会福祉審議会生活保護専門分科会生活保護基準の改訂方法についての中間報告を行ない、これをさらに一歩進め具体的な改訂の方途を示したのである。

この報告の内容は「最近数年間に於ける勤労者世帯の実収入分位階級（五分位階級・一〇分位階級）とは、家計調査の対象となった総世帯を所得の低い順序にならべて、五分分、または一〇等分し、それぞれ平均値を求

表1 生活扶助基準改定の推移
(1級地、標準4人世帯(無業)35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)

改定次	実施年月日	基準額	対前同比	指数
第16次	35. 4. 1	8,914	—	100.0
第17次	36. 4. 1	10,344	16.0	116.0
第18次	36. 10. 1	10,862	•	121.9
第18次	37. 4. 1	12,213	18.0	137.0
米価補正	37. 12. 1	12,460	•	139.8
第19次	38. 4. 1	14,289	17.0	160.3
第20次	39. 4. 1	16,147	13.0	181.1
米価補正	40. 1. 1	16,446	•	184.5
第21次	40. 4. 1	18,084	12.0	202.9
米価補正	40. 4. 1	18,204	12.7	204.2
米価補正	41. 1. 1	18,548	•	208.1
第22次	41. 4. 1	20,662	13.5	231.8
第23次	42. 4. 1	23,451	13.5	263.1

から除外され、社会繁栄の恩恵に浴することのない人びとに対しその繁栄の成果を分かち合うという社会連帯の立場に立ちつつ一般国民生活の向上に対応して向上すべきであるという相対的な考え方による基礎をおくものである。

このような基本的態度は、保護基準の改訂にあたって当然採らるべき現実的態度といべきものであり、厚生省はこの立場から教養改訂の目的をこれにおいてきたことは、周知の通りである。

◆一般勤労者世帯の消費水準の動向

前年に引続く平準化の傾向

この数年來著しい上昇を示してきた国民生活水準は、三九年度後半以降不況等の関係から伸び悩みの様相を示したが、諸対策の推進に伴って次第に回復してきた。四〇年度当初以降の消費水準を整理した。四〇年度当初以降の消費水準を整理した。四〇年度当初以降の消費水準を整理した。四〇年度当初以降の消費水準を整理した。

四〇年は前年を数ポイント回る伸びを示している。これを分位階級別にみると三九年度から四〇年度までの五年間における全都市勤労者世帯第一・一〇分位階級の一人当り消費水準の年平均実質上昇率は、七・五％、その上の第二・二〇分位階級は、五・六％、そして勤労世帯の

表2 製造業規模別賃金格差および上昇率の推移 (きまつて支給する給与)

	格 差					上 昇 率				
	500人以上	100人—499人	30人—99人	5人—29人	1人—4人	500人以上	100人—499人	30人—99人	5人—29人	1人—4人
35年	100.0	73.6	65.8	54.2	41.7	4.5	5.4	8.6	9.1	12.5
36	100.0	77.1	69.1	57.7	48.1	6.7	11.0	12.8	12.2	21.7
37	100.0	80.3	73.8	65.6	54.7	6.7	10.4	13.4	21.6	21.5
38	100.0	81.9	76.3	67.1	58.9	8.4	9.9	11.4	11.2	17.1
39	100.0	82.1	76.9	69.2	61.1	10.6	12.6	13.1	13.4	14.1
40	100.0	83.7	78.5	72.6	64.6	7.8	10.0	9.9	13.2	14.0

(注) 上昇率は、サンプル替えに伴うギャップを修正して算出。(資料：40年版労働白書P548)

め所得の低い階級から順に第一・五分位階級・第二・五分位階級以下第三・第四・第五・五分位階級と呼び、所得階級別に家計内容や消費水準の動向を分析する際に用いられる(消費水準の分析)に消費水準の分析が用いられたところ折衷行なったところ低所得階級ほど消費水準の伸びが大きいという平準化傾向がますますであることが認められた。

このような社会的動向のある現段階のもとにおいては、最下層にある保護階級についての水準の改善はより大きな努力を要する。そのためには保護階級に隣接する第一・一〇分位階級の動向を常に注意しつつ、さらに進んでこれとの格差縮小を図るべきである」というものである。

これは社会的動向

生活と福祉
第133号

施設対象児の養護と……長谷川直夫 (1)
家庭指導の必要性

>特 集<

42年度の生活保護

- ◇第23次基準改定……………(2)
- ◇実施要領の改正……………(9)
- ◇医療扶助運営要領の………(12)
- 一部改正について
- ◇生活保護監査方針……………(13)
- 読者のページ……………(18)

水 脈

- 適正実働………(19)
- 理論と………
- と………
- と………

生活保護随想(2)………仲村慶一 (20)

連載

ニューヨークの貧民……………(22)

カット 渡辺千代樹

平均では、五・〇%の伸びを示している。また、対前年比についても、第一・一〇分位階級は、二・二%、これに対し第二・一〇分位階級では、一・五%。そして平均世帯では一・三%（以上すべて実質伸び率）と、平準化の動きは三九年後半以降の不況の影響を受けて若干鈍化の気配はあるにしても依然引き続いている。

◆基準改定の経緯

個人消費支出に格差を見込む

このように好転してきた一般国民生活、各組であり減税の恩恵もない。しかも窮極的には被保護者の生活は、保護基準によって生活（所得）水準が規制されることになるから、物価上昇の家計への影響を緩和し、実質水準を低下させないためには、基準の引き上げが是非とも緊要であることが確認された。

四二年一月に入り、衆議院総選挙、暫定予算編成とあわただしいなかで、政府は四二年度の「経済見とおし」を発表し、四二年度の予算編成方針を決定した。そのなかでわれわれの関心をひいた一、三の事項をひろってみると、

一、わが国経済は積極的な財政政策の展開と民間の自主的な努力によって不況を克服し、自力による上昇の局面にあること。
二、四二年度の財政運営に当っては、四二年度の「経済見とおし」と経済運営の

基本制度に基き、国際収支の均衡と物価の安定を主眼として増収に刺激を与えないようにすること。
三、前年度の大規模減税を引き続き、四二年度においても所得税を中心とする減税を行なうこと。
四、財源の重点的配分として、無償に国民生活の向上と社会福祉の充実のため住宅と生活環境整備を奨励するとともに社会保険制度を充実し推進すること、などがあつた。また、経済見とおしによる主要経済指標は表3のとおりである。

また最近における一般買金の状況についてみると、生産年齢人口の減少化による相対的労働力のひび、増大を背景に、新入業者の初任給賃金の大幅上昇や卒業規模の小さい企業ほど賃金上昇が大きく、事業所規模別賃金格差の縮小も認められる。（表2）

このような経済、社会、労働情勢の適確な分析のうえにたつて生活扶助基準の改定の作業が進められたが、なかでも格差縮小率などの程度見込みがいかかという問題はきわめてむづかしい問題である。最近のように一般国民生活水準の停滞を回復し、過去の実績のみによつて判定すれば足りるというものではない、それが大幅であればあるほどよいという無原則的なものでもない。

すぐれて政策的なものである」と述べている。しかしながらこのように、相対的立場からの格差是正を中心とする改定案の策定を政策的判断に委ねているが、国民生活の動向、とくに低所得第一・一〇分位階級の動向をはなれて論ずることはできない。また景気、国民生活、物価上昇などをまぐるしく変動するおりから、これら不確定な要素をどのように判断していくかという問題もある。

表3 経済の見とおし抜粋（42年3月）

	単位	40年度 (実績)	41年度 (実績見込み)	42年度 (見とおし)	41/40 (%)	42/41 (%)
総人口	万人	9,830	9,922	10,016	100.9	100.9
国民総生産 (実質伸び率)	億円	313,448	361,000	409,500	115.2	113.4
個人消費支出 消費者物価指数(全)	億円 昭和40年=100	175,340	198,500	224,500	113.2	113.1
		101.4	106.5	111.3	105.0	104.5

そこでまず当該年度の一般国民の消費動向をできるかぎり正確に予測する必要があり、前記経済見とおしの個人消費支出の一人当り伸び率と家計調査の実績による階級別格差縮小率にもとづいて、改定案の算定を行なうものである。

であり、一般国民の家計における消費水準の動向を知るうえで欠かせない唯一の指標であるといえる。
それによると一三・一%（名目、物価上昇四・五%を含む）の伸び率である。人口増加率で修正された一人当り伸び率は二二・一%であり、これを基礎に格差縮小率一・二%を見込んで一三・五%引上げとの決定をなしたのである。

◆保護世帯の消費水準の向上

一般勤労者世帯の54%

三六年度以降における生活扶助基準の改定状況は表1のとおりであるが、三五年度を基準にして二・六倍以上の引き上げが行なわれている。

これは同じ被保護世帯の消費水準の動向に反映されている。東京都被保護者生活実態調査により日雇、家内労働者世帯の消費水準の伸び率をみると、三五年度を基準にして四〇年度まで二・一%の伸びがみられた。（同調査における生活扶助基準の改定状況は約二・一倍である）

この五年間における一人当り消費水準の年平均実質上昇率は、九・五%で、第一・一〇分位階級の七・五%、第二・一〇分位階級五・六%、平均階級の五%といずれの階級よりも大きな伸びを示している。

また最近における一般買金の状況についてみると、生産年齢人口の減少化による相対的労働力のひび、増大を背景に、新入業者の初任給賃金の大幅上昇や卒業規模の小さい企業ほど賃金上昇が大きく、事業所規模別賃金格差の縮小も認められる。（表2）

◆生活扶助基準の改定額

一・二類に包含される

生活扶助基準は、日常生活の基となる衣食、その他の必要を満たすために必要なものの費用について算定されたものである。ここでわれわれが特に注意しなければならないことは、従来とく保護基準について論ずる場合、生活扶助基準の改定案のみでそれを判断する傾向があつたが、これは正しくない。実際に保障される絶対額はどうかという観点から考えるべきである。そのためには後述するが生活扶助基準のほかには住宅扶助、教育扶助、勤労控除等を含めた最低生活保障水準によるべきである。

四一年度一級世帯四人世帯（無業）三五歳男、三〇歳女、九歳男、四歳女）の生活扶助基準額二〇、六六〇円は、二、四五一円となり、二、七八九円増額された。

・電気料、水道料の一般基準化

厚生大臣が告示した四二年度の生活扶助認定基準表から看取するに、四二年世帯の生活扶助基準を計算するとつぎのようになる。今回特に改められた点は、電気料、水道料を二類に含めて計上されていることである。従来、電気料に

表4

生活保護基準第23次改定の概要 (1級地)

	第22次改定 (41年4月)	第23次改定 (42年4月)	備 考
1、生活扶助基準 (基準生活費)			
(1) 居宅(1類+2類)	月額 20,662	23,451	1級地標準4人世帯
(2) 期末一時扶助費	12月1人 当り 居宅 収容 1,590 575	1,590 575	級地別生活 扶助基準
敷 設 費 更 生 費 ア フ タ ー ケ ー ス 施 設 (加 算 等)	6,755 7,150 9,540	7,650 8,110 10,850	1級地 23,451円 2級地 21,340円 3級地 19,232円 4級地 17,122円
(1) 妊産婦加算	妊婦6ヵ月未満 1,190 妊婦6ヵ月以上 1,785 産婦 1,100	1,345 2,020 1,245	標準4 人世帯
(2) 母子加算	〃 1,580	1,780	35歳以下 男女
(3) 障害者加算	〃 2,210	2,410	30歳以下 男女
(4) 精神児童加算	〃 1,200	1,400	4歳以下
(5) 老齢加算	〃 1,300	1,500	
(6) 在宅患者加算	〃 1,720	1,945	
(7) 人工栄養費	〃 3,290	3,290	
(8) 入院患者日用品費	精神 1,585 その他 2,560	2,160 2,700	
(9) 一時扶助	衣料寝具 5,000円以内	5,000円以内	
2、教育扶助基準			
小 学 3 年 生	学用品等 305	355	他に教科書等図書代、学校給 食費、通学費の災費が支給さ れる
中 学 上 年 生	学用品等 855	915	
3、住宅扶助基準			
家賃・間代等	1~2人 1,220円以内 3人以上 2,000円以内	1,220円以内 2,000円以内	住宅事情により第2種公営住 宅家賃の最高額を標準とした 特別基準を設定
家屋補修維持費	1年 10,000円以内	10,000円以内	
4、医療扶助基準	国保の診療方針、診療報酬に準ずる	同 左	
5、出産扶助基準	1件(居宅) 8,000円以内 (衛生材料費) 1,200円	(居宅) 8,000円以内 1,200円	42年度より施設において分娩 する必要のある場合、特別基 準として13,000円以内
6、生業扶助基準	1件 30,000円以内 技能修得費 15,000円以内 就職交度費 15,000円以内	30,000円以内 15,000円以内 15,000円以内	42年度より特別基準として30 000円以内
7、葬祭扶助基準	大人 8,000円以内 小人 6,400円以内	8,000円以内 6,400円以内	
(勤労に伴う必要経費)			
(1) 業種別基礎控除	月額 2,270円 中 勤 作 3,180 重 勤 作 4,150	2,580円 3,605 4,665	業種別基礎控除 100% 適用 者について、その者の収入 金額に対応して控除される
(2) 基礎控除合算額 (収入金額別基礎 控除を含む)	(最高) 6,200	6,530	
(3) 特別控除	年額 17,000円以内	19,300円以内	
(4) 新規就労控除	月額 2,000	2,000円	
(5) 未成年者控除	〃 2,000	2,000	
(6) 不安定就労控除	〃 1,000	1,000	
(7) 災費控除	(社保料、組合費、交)	同 左	

ための費用であるが、三五年当時、七〇五円(一般級)四〇〇円(精神級)であったものが、四二年度において、七〇〇円、二一六〇円にそれぞれ増額され一般については三・八倍、精神については五・四倍の引き上げをみている。従来は一般と精神による入院との場合に、日常生活への対応の仕方に相違があるものとして、七〇〇程度の格差を設けていたが、精神病による入院患者の生活内容に配慮し、特に大幅な改善を図ることとし格差を八〇%としたものである。

◆加算・控除制度の改定

妊産婦・身体障害者、母子・老人世帯など肉体的・精神的ハンディキャップを有するために、日常生活上、特殊な個別的需要が生じているものに対する各種加算額は、本年五月に予定される母子・老齢・障害者加算に加え、表4のとおり増額改定されることになっている。

◆教育扶助基準の改定

義務教育の教育課程の充実と父母の子供の教育に対する関心が高まることにより、父兄の負担する教育費は年々上昇している。しかもこれら教育費は、家庭の収入の多寡にかかわらず、余儀ない支出であるため家計を強く圧迫することとなっている。教育扶助基準は、このよう

別基礎控除を中心として、生活扶助基準の改定と同程度の改善が図られている。今、仮りに失業対策事業に就労している者が昨年度、貸付日額六、九〇〇円、二一〇〇円、月収一三、八三八円の稼働収入をあげている場合、基礎控除合算額は(業種別三、一八〇円。収入金額別二、六〇〇円)三、四四〇円であった。これが本年度においては、貸付日額七、二二〇円となり月収一三、九〇〇円、二一〇〇円の場合の基礎控除合算額は四、〇五〇円(業種別三、六〇〇円、収入金額別四、四四〇円)と改善されることになった。また、特別控除額は一七、〇〇〇円(一・三倍額三、二〇〇円)が一九、三〇〇円(一・三倍額三、九〇〇円)に改定された。これ等の改善が図られた結果、年間控除額全体(四二年度基礎控除四二、二八〇円、特別控除三、二〇〇円、計四五、四八〇円、四二年度基礎控除四八、六〇〇円、特別控除三、九〇〇円、計五二、五〇〇円)で実際に年額一〇、三〇〇円が増額されたことになる。

◆出産扶助基準の改定

特別基準 技能修得費3万円まで

最近、国民一般の母子、育児に関する保健衛生の向上にともない分娩は産院など施設内で行なわれるようになった。この傾向はとくに都市部においてつよい。そのため助産婦が附近に見当たらない場合がある。また被保護家庭のなかには住宅事情が不良なため保健衛生の面や新生児の保育上、居室分譲には好ましくない環境に置かれていた場合も少なくない。このような場合、現行出産扶助基準額八、〇〇〇円に特別基準として五、〇〇〇円を加算し、一三、〇〇〇円の範囲

一方、本法の改定にあたって、今日、もっとも重要な問題の一つは、自立可能な世帯の処遇にかかる問題であろう。それは被保護世帯に在る中高年齢の再雇用をいかに進めるかにかかっている。今回の要請に直接かつ効果的な奨励を上げられる技能修得費について改善がはかられた。適職を測定し効果的な技能を修得するために必要やむを得ない場合で、現行基準一五、〇〇〇円により難い場合特別基準として三〇、〇〇〇円まで認められることとした。

◆ 最低生活費の具体例

一級地帯の保護水準は2万9千余円

一級地帯四人世帯の保護水準は、三〇〇〇〇円程度。保護は、要保護者の年齢、性、健康状態などの個人または世帯の実際の必要の相違を考慮して行なうものとされ、要保護者のそれぞれについて、適用額の組み合わせによって個々具体的に世帯の最低生活費が決定される仕組みになっている。したがって保護世帯が生活費として実際に支出しうる家計規模は、その世帯の個別の事情に応じ種々のものとなるが、いま、いくつかの世帯を相定してその世帯ごとの保護水準を示す表を次のとおりである。

三十五年度当時のそれと四二年度とを比較してみると、二・四倍、三倍に改善されている。

標準四人世帯(一級地)の保護水準は二九、三九二円で、二、四四四円の増額である。これに教育扶助の学校給食費、教科書代などの実費支給、勤労に伴う必要経費として控除される通勤費、社会保険料などの実費控除、収入金額別基礎控除などにより、

◆ 生活保護費と暫定予算
異例な新規政策費の計上

周知のように、四二年度は諸般の政治情勢によって予算成立の遅延が見込まれた。これに関連して、改定生活保護基

準が予算成立後の実施が四月実施が開始となった。

従来の暫定予算は前年度予算を基礎に必要最少限度の経費を計上しているが、財政が国民生活に及ぼす影響は年々高まっており、暫定予算に新規政策費を計上することは、国民の要請であるとして、前例にとられることなく、生活保護費等の引き上げを四月から実施できるよう暫定予算に組み入れることになった。当

おこわり
今月分は基準改定、実施要領等を特集いたしましたので、生活保護揭示板および技術吏員の眼は休めたいします。

一編集部

表5 最低生活費の具体的事例 (単位・円)

	標準4人世帯		傷病5人世帯		老人2人世帯		母子2人世帯	
	円	%	円	%	円	%	円	%
35年度								
1級地	11,044	100.0	15,667	100.0	5,421	100.0	8,870	100.0
4級地	7,996	100.0	11,400	100.0	3,881	100.0	6,667	100.0
41年度								
1級地	26,147	236.8	33,602	214.5	14,279	263.4	19,600	220.5
4級地	19,758	239.6	25,636	224.9	10,485	270.2	14,348	215.2
42年度								
1級地	29,391	266.1	37,542	239.6	15,874	292.8	21,866	246.0
4級地	21,607	270.2	28,582	250.7	11,703	301.5	16,065	241.0

(注) 1、最低生活費は、一般基準による生活、住宅、教育扶助基準および勤労基礎控除額等の合計額である。
2、実費支給、実費控除、特別基準などを除く。

実施要領の改正

保護基準の第三次改定とあわせて保護の実施要領の一部が改正され、本年四月一日から適用されることになった。

改正の概要は次のとおりであるが、こ

◇ 世帯の認定

安定性ある奨学金も要件に

一、同一世帯内高校進学が認められる要件のうち、私人または任意団体の奨学金であったり、奨学金が認められるものも認定対象となる場合、日本育英会法などによる奨学金と同様に取扱うことができるように改められたこと。

(局第一の三)

(解説) 私人または任意団体による奨学金がその者の在学期間中継続して支給または貸与されるものであれば、日本育英会法などによる奨学金と同様に取扱う理由がないため、これらと同様に取扱い得るよう改正されたものである。

なお、「安定性」の認定にあたっては

◇ 実施責任

老人福祉法第十一条により取替措置

された者が入院した場合の実施責任が

のうち、既存の通達を改定した事項や表現の整理にとどまる事項については、説明を省略した。

◇ 資産の活用

家庭用耐久消費財 保有に一般的取扱方針きまる

一、生活用品のうち「その他の物品」(家庭用耐久消費財一般)の保有限度については、その取扱いが改められたこと。

(局第一の四の三、課第一の四の三の四、課第一の四の三の五、六)

二、資産の分類を改める等局長通達中の資産活用に関する規定が整理されたこと。

(解説) 従来、これら物品については、テレビ、電気洗濯機等の例にみられるように、個々の品目につきその取扱いが定められ、これら特定品目以外の取扱方針は必ずしも明らかではなかった。しかし最近における国民生活の向上と相まってこれら特定品目以外の新品目の普及が著しい実体にかんがみ、一般的取扱基準を定めたものである。

改正の内容は、第一に、処分価値の小さい資産(一、〇〇〇円程度と解される)は、保有を定めるとし、第二に、これ以外の資産については、当該世帯に利用の必要性があり、かつ、その保有を認めると当該世帯の一般世帯との均衡を失うことにならないことを要件として、保有が認められるよう改められた。また、資産保有にかかる具体的な判断基準として、課長通達により、死蔵品でない限り保有が認められるもの(ラジオ、テレビ、自転車(原動機付自転車を除く)及びビシ)と、現時点において保有が認められないもの(電話、カラオケ、テレビ及び自動車)が明示され、さらに前記第二の「当該地域」と「一般世帯との均衡を失うことにならない」旨の判断基準が示された。

なおこの改正は、前述したように、主として家庭用耐久消費財に関する一般的取扱方針を明定したものであって、資産保有に関する基本的な考え方を大幅に変更したのではない。従って今回の改正で示された普及率の限度にも逆しない程度に普及率が低い地域においては、事実

上述表の取扱いは、その旨をなす。

ものであることはいふまでもない。

◇最低生活費の認定

敷金等に特別基準設定

一、電灯料及び水道料が、基準生活費第一類「その他」に含まれたことに伴ない所費の整理が行なわれた。(局第6の①の7、局第6の②の④のイ、局第6の②の④の⑤の⑥。このほか、従前の特別表第一類の①の②の⑤、局第6の①の④及び局第4の②がそれぞれ削除された)

(解説) 保護者は、エネルギー方式により現実の消費実態に対応して算定されており、基準生活費の寸上寸下はすべて実費を計めることは、算定方式上実情にそぐわないので、今次改定により電灯料及び水道料を第一類の振込額に包含したものである。

二、盲学校、ろう学校または養護学校に付添する寄宿舎から、これらの学校の高等部の別科に通学している者については、一般職業訓練所等の宿泊施設に在在する者と同様に取り扱うよう新たに加えられたこと。(特別表第一類の3)

(解説) 国立光明寮等の身体障害者更生保護施設

家原損壊による危険性を排除するには、単に雪下しのみならず、雪崩、家原周囲の除雪も必要であり、また当該地帯の従来からの強い要望にも応ずることとして、雪崩い等も住宅維持費の対象とされることを明示したものである。なお、その認定にあたっては、知己、縁故の援助や貸付金の利用等がなく、かつ、急迫した危険が予想される場合に限りことに留意すべきことは、当然である。

八 病院・助産所等施設において分べんする必要がある者については、三三〇〇〇円の範囲内で出産費を算定して差しつかえないものとされたこと。(局第6の①、②)

(解説) 住居が狭隘である場合や出産後の帰郷

◇収入の認定

自立更生への恵与金は認定せず

一、地方公共団体またはその長が年末等に支給する金銭等は、一〇〇〇〇円をこえる額を収入として認定することをされたこと。(次第7の③の⑤)(解説)

従来はこれらの収入が一、〇〇〇〇円をこえるときはその金額を収入認定することになっていたが、その他不安定な就労による収入との均衡等を考慮して、改め

設に取替されている者との不均衡を是正することが、改正の趣旨である。なお、具体的な認定事務にあたっては、まず、食費として学校に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額を最低生活費として計上し、盲学校、ろう学校及び養護学校の就学奨励に関する法律により支給される食費と日用品費は収入認定され、その残額部分(実質上は日用品費の差額となる)が扶助費として支給されるわけであるから注意されたい。

三、介護人をつづける必要がある者にかかるとる障害者加算(九、〇〇〇円)は、当該事由の生じた日から日割計算により認定し得るものとされたこと。(局第6の②の②のウ、ウ)

(解説) 改正前の取扱いは、保護継続中の者が月の中途において当該加算を行なうべき事由が生じ、同月中にその事由が消滅した場合に、加算が行なわれないという問題があったので、これを解消するため、当該加算については一般原則どおり日割計算(一日当たり最高額三〇〇〇円)によることに改められたのである。

や新生児の介護人が得られない等住居における分べんに著しく支障がある状態があるため、今回改正から施設分べんに要する費用が支給されることになった。この特別基準額には、分べん料のほか入院料等も含まれているのであるが施設において分べんする場合は、衛生材料費を別に認定して差しつかえない。

九 授産修習費の都道府県知事承認限度額が二五、〇〇〇円から三〇、〇〇〇円に引き上げられたこと。(局第6の7の①のウ)

(解説) 被保護者の自立助長を推進するため、いっそう適確な措置を講じ得るよう改善されたものである。

られたものである。

二、特別控除の限度額に「二三を乗じて得た額を認定する際、都道府県知事の承認を要しないものとされたこと。

(解説) 事務簡素化をねらいとした改正である。

四、身体不自由児施設及び重症身心障害児(者)施設の入所者について入院患者日用品費を算定して差しつかえないものとされたこと。(課第4の問答27)

(解説)

身体不自由児施設の入所者にかかる入院患者日用品費の取扱いは、すでに、百問百答第一七第問52に示されたところであるが、今後、これに重症身心障害児(者)施設を含め、課長通達で明示したものである。

五、配電設備費及び水道設備の認定に際しては、都道府県知事の承認を要しないものとされたこと。(局第6の②の①のウ、同②のイのウ)

(解説) 事務簡素化をねらいとした改正である。

六 住宅扶助として、新たに就労修習認定し得ることとされたこと。(局第6の④の①のウ、同①の⑤、課第4の問答30、31)

(解説)

近年の借家または借問の実態にかんがみ、新たに、借問立替の場合等必要やむを得ないと認められる場合に限り、都道府県知事の特別措置の認定により敷金等の住宅費を支給し得るものとされた。敷金等は、住宅を賃借するのに必要な

資金をいうものであり、敷金のほか、場合により借利金、礼金もこれに含まれる。

支給対象は、近い将来保護が廃止される者を除き、①入院患者が退院するに際し居住する住居がない場合、②現在支払われている家賃または問代よりも低額な住居(限度額に一・三を乗じて得た額の範囲内の家賃または問代の住居)に転居する場合、③土地取得法、都市計画法等の法律の定めるところにより立退きを強制され、転居を必要とする場合に限り、また、支給額は、限度額に一・三を乗じて得た額にさらに三を乗じて得た額の範囲内の額である。

なお、前記①の場合には、当該期間の文書による指図があった場合に限り、また③の場合には多額の補償金、賠償金が支払われることが多いと考えられるが、このような場合には、これらは収入として認定され、結果として保護が廃止される取扱いとなるから実際には敷金の認定は不要である。

七 雪崩い、雪下し等の費用が住宅維持費の支給対象とされるものであることが明示されたこと。(課第4の問答29)

(解説)

従来、雪下し費用については、昭和三八年二月一日 社保第一三第課長通知により修理費の支給とされることが明示されていたのであるが、緊急地帯における

よることなく客観的な資料に基づいて厳正に認定することとし、その事業に要する経費をこえる額は収入として認定しなればならないことは当然である。

四 就労の対価として現物が給与されたときは、その処分価値により金銭換算のうえ、五〇〇円を控除した額を就労収入として認定することとされたこと。(局第8の②のウ、課第6の問答36)

(解説)

就労の対価として現物が給与された場合の一般的な取扱いは、現物が明らかにされたものである。たとえば失業対策事業就労者全員に対し、夏季、年末等に現物が支給された場合は、就労の対価として、今回の改正規定により取り扱われることになる。なお収入認定の対象とされる額は、就労に伴う収入であり、当然勤労控除の対象とされるものであるから注意された。

五 住宅資金または住宅資金であって、地方公共団体により行なわれる貸付資金もしくはこれらの委託事業として行なわれる貸付資金は、これを収入認定しないものとして取り扱われ、当該貸付資金の償還金の収入から控除しうることとされたこと。(局第8の②の⑤、局第8の④のウ、課第8の問答3)

(解説)

なお、恵与金が自立更生に役立つか否かの認定は、被保護世帯の甲立のみに

住宅資金または貯蓄資金の貸付金の取扱いは、これまで、母子福祉法または世帯厚生資金貸付制度要綱によるものに限られていたが、建設省所管の住宅改修資金貸付制度要綱や地方公共団体の条例により貯蓄資金、住宅資金の貸し付けが行なわれていたため、これらの実施に即するよう改められたものである。

医療扶助助運営要領の一部改正について

医療扶助助運営要領の一部が改正され、本年四月一日から適用されることになったが、その改正の概要は次のとおりである。

新三者連けいに

よつて医扶ケース指導
一、福祉事務所における医療扶助助運営体制の強化を図つたこと。

従前、福祉事務所における医療扶助の実施については、医療扶助助運営要領上、地区担当員が行なうべきとの職務内容の明示がなく、そのために地区担当員が医療扶助の実施にあたつて何をなすべきかが判然としなかつた。他方昭和三年以来、医療事務担当者制度が設けられたこととの関連において、地区担当員と医療事務担当者との相互の職務内容の關係が不明確となり、加

六 就労に作らう子の孤児等は、其復の額を認定できるとされたこと。
(解説)
これまでの三、〇〇〇円は低額であったため改正された。これにより就労の機会を増加するものといえる。
(保護課)

えて医療事務担当者に当初企画したような適切な職員が得られなかつた事情等もあり、医療扶助事務全般について必ずしも予期した効果が挙がらない憾みがあったのである。
そこで、今回、これが医療扶助助運営体制の再編成を行なうことにより、生活扶助等の事務処理と表裏一体となる医療扶助事務処理体制の確立をはかりもつて医療扶助受給世帯に対する指導の徹底を期せんとするのがそのわらひである。

従来、医療扶助実施の組織的連けい方策としていわゆる三者連けいと呼ばれてきたのは、地区担当員、医療事務担当者及び嘱託医によるものであったが、今回の改正により「査察指導員」及び「嘱託医」という体制になり、従来三者連けいの一環を担つて

いた医療事務担当者については、新三者連けい体制の整備の補助者としてその業務内容の整理を行つたものである。
なお、この新しい仕組みによる医療扶助ケースに対する指導の徹底をはかるための具体的方法については、近く別途示される予定である。

(一) 地区担当員

前述したように、本来、地区担当員が当たるべき医療扶助ケースに対する個別指導が嘱託医等のいわゆる専門家まかせとなつてきたことに改め、査察指導員、嘱託医等の組織的な連けいに努めさせるようその職務内容を明示したものである。この職務内容は、地区担当員が行なうべきむしろ当然のことを示したに過ぎないが、要するに、医療扶助ケースについても他の扶助同様その正確な実施に努め、積極的に査察指導員、嘱託医に対し問題提起を行なひ、適切な個別指導を行なわねばならぬことである。

(二) 査察指導員

要保護者からこれの申請があつた場合、まず指定医療機関から、口赤血液センター等への照会を始め方手を尽しても血液が得られないこと及びその必要量を、供血者からは是代の見積額について、それぞれ移送要査意見書の提出を求めてその要査を決定し、これが支払に当たつては、当該被保護者から、供血者が血液の預託を行つた一般血液銀行(当該医療機関に対する血液を提供したこと)の証明書を添付した請求書を出し、これを確認の上その移送費を支給することとなる。

(三) 歯科補綴材料の使用制限

二、歯科補綴材料の使用制限を一部緩和することとしたこと。
医療扶助における診療方針及び診療報酬は、本法第五、六第一項において社会保険の例によることを規定して

生活保護監査方針

四、年度生活保護監査方針は、本年三月二十日の全国民生保護局長会議において指示され、社会局長名をもつて、各部

監査方針の背景

ねらいは実施水準の均質化
都道府県が現行している監査の型は、概六十数種実施され、また、それ相

ねらいは実施水準の均質化

二 指定前血を行つた者に対する移送費の支給を認めるとしたこと。
最近における医療実態の変化にかんがみ、供血を必要とする真にやむを得ない事情があつて、特定の患者のために一般血液銀行に血液を前送する際にも、当分の間、生鮮血の場合と同様移送に要する実費を支給することとしたものである。
なお、その具体的な事務手続は次の

査察指導員については、特に医療扶助ケースに関し、併しその現状を把握し、地区担当員の指導に遺憾のないようその機能を明示したものである。これは、例えば、医療扶助ケースについて地区担当員から問題提起があつた場合、これについて嘱託医に各給付要査意見書等の重点的な内容検査を要請し、あるいは嘱託医の内容検査を要請し、当該ケースの現状把握を必要とする場合には、すみやかに当該嘱託医または地区担当員をしてこれを把握させる等その組織的な連けいについて特に配慮させることとしたものである。

(三) 嘱託医

嘱託医は、査察指導員、地区担当員等からの要請に基づき、医療扶助の決定、実施にともなう専門的判断及び必要な助言指導を行なうこととし、医療扶助以外の扶助において医学的判断を必要とする場合にも同様とするものである。職務内容については従来と異なることはないが、要は新三者連けい体制においてもその一環を担つて、査察指導員、地区担当員等に対し、医学的かつ効果的なアドバイスを与えることが要請されることである。

医療事務担当者

従前の医療事務担当者の職務内容を改め、医療扶助事務の円滑な実施

その他所要の整理を行つたこと。

(一) 移送の給付方針のうち、医療機関の向家用車による往診の場合、ガソリン等の費用を認めることとなつてゐるが「ガソリン等」の「等」について誤解を生ずる向きもあつたので、これを「その燃料代」と改め表現の明確化を図つたこと。

(二) 麻酔料の取上げを廃止し、治療材料費、看護料同様、福祉事務所審査としたこと。

麻酔料の審査については、各県のこれが及ぼす影響等にかんがみ、福祉事務所においてこれを行なうことが適当と判断されるので、県本庁審査を廃止したものである。
なお、福祉事務所における審査の際、疑義のあるものについては県本庁協議を行なうことは論をまたないことである。(保護課)

監査の成果もあげてきた。しかしながら、この間、福祉事務所における生活保護の実施水準には、相当の格差が生じてきており、それぞれの水準に応じた監査の型が要望されるようになった。

つまり、従来の監査は、実体的には、定型化方式に近かつたため、いきおい全般的な見方になり易く、問題点の解決のためのアプローチとしては迫力に欠け、同じ指摘事項がくり返されるといふ傾向があつた。